

上林猛副市長に対する辞職勧告決議（案）

提出者 小樽市議会議員	千葉 美幸
同 安斎 哲也	同 田優子
同 松本 進	同 濱下 孤芳
同 林	

平成28年1月18日、小樽市議会は、第1回臨時会において、上林猛氏の副市長の選任に棄権を除く全会一致で同意し、同年2月1日、上林氏は副市長に就任した。

小樽市議会は、上林氏が市長の補佐役として力を発揮し、とりわけ議会対応の要として議会との調整や協議に手腕を発揮してくれることに大きな期待を抱いてその選任に同意したものであるが、副市長就任後に何度も発生した市長と議会との対立、混乱の際には、一向にその調整力が働くことはなく、市長を諫める役目を持ちながら、実際には市長の様々な意向に押し切られ、単にそれを議会側に伝達するのみの「調整」とは程遠い動きに終始した。上林副市長の調整能力の欠如は明らかで、議会が求める期待とは大きく乖離し、副市長の最大任務である調整役としては失格と言わざるを得ず、職を賭してでも市長に意見を具申するという当初の意気込みはどこへいかれたのか極めて疑問であり、失望の念を禁じ得ない。

また、平成29年4月の人事異動時には、議会事務局職員の人事に当たり、任命権者である議長と一度の接触だけで双方の確認もないまま「協議が整った」と市長に報告し、そのまま内示を発令して以後に取り消しを行うという不適正な人事行政の主たる原因をつくった。

一方、外部諸団体、企業、経済界とのパイプ役としても、市長名代として各種交渉、調整の任にありながら小樽商工会議所や北海道中央バス株式会社（以下「中央バス」という。）とも関係を好転させることができず今日に至っている。

とりわけ中央バスとのふれあいバスの事業者負担軽減の交渉においては、本年3月に交渉に入りながら、議会には一切報告・説明せずに事を進め、8月下旬に唐突に事業者負担全廃の旨、福祉部から議会に説明させるとともに、僅か10数日後に開会される第3回定例会に補正予算を計上し、議決を求めるという極めて重大な「議会軽視」のキーマンとして策動したばかりか、本年8月2日には、副市長は「ふれあいバス乗車証の清算に関する覚書」なる4月1日付け文書を持参して中央バスを訪問した。事務レベルのたたき台だったと言い訳しているが、行政が外部に対し、過去の日付入りの文書を提示し締結を検討させるということはあるまじき行為で決して許されるものではない。

今定例会においては、議会からの指摘により、今年度のふれあいバス事業の支払い手続において小樽市契約規則に違反していることが明らかとなった。この支払いの専決者の副市長は、反省の弁こそ述べたものの、責任は職員にあるかの如き態度であり、専決者である自身の責任を微塵も感じていない。自らの失態を保身のため職員に押し付ける姿は森井市長と同様であり、決して許されることではなく、その责任感の欠如は明白である。

こうした副市長の調整能力の欠如や不適正な行動は、森井市長の言う「しがらみのない市政」即ち後援会関係者以外との人間関係や調整もない独裁的な市政の暴走に拍車をかけるばかりである。

よって、上林猛副市長には速やかに職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

平成29年10月10日
小樽市議会

森井秀明市長に対する辞職勧告決議（案）

提出者 小樽市議会議員	秋元智憲
同	安斎哲也
同	濱本進
同	横田久俊

平成29年8月21日、小樽市コンプライアンス委員会は、森井秀明市長が自身の後援会関係者である高島漁港区における観光船事業者に対して行った一連の許可等について、法令・条例違反があったとする調査結果を公表した。

小樽市議会は平成28年第3回定例会以降、本件について本会議、委員会で「条例違反である」と繰り返し指摘して改善を求めてきたが、森井市長をはじめ担当部は、頑なに「違反はない」と主張してその瑕疵を認めない姿勢を貫いてきた。森井市長は議会からの多くの指摘に対し「心配は御無用」「全責任は私にある」等と豪語し、一顧だにしなかったが、今回、コンプライアンス委員会が条例違反ありと判断したことは、森井市長の行政運営姿勢が極めて不適切であったことが明白に証明されたものである。法を遵守しなければならない行政の長として完全に失格でありその責任は極めて重大である。

法律や条例は社会における最低限のルールであり、それを守る市長の責務は限りなく重いものであるが、その責務を全うするどころか自身及び自身の後援会関係者の利益のために法律、条例を無視するような「遵法精神の欠如」と言わざるを得ない態度は政治家としての最低の資格さえない。

また、これまで市長の曖昧で信用性に欠ける答弁などにより議会が空転、会期延長しない定例会は森井市長就任後僅か1回しかなく、その1回も自然閉会という有様だったが、今定例会でも、一般人には到底理解できない「言及」という語彙の珍解釈、数度にわたる答弁の訂正等により空転が続き、本日まで14日間も会期延長する事態となつた。「議会と真摯に向こう」という自身の言動からは大きく乖離した議会対応は到底許しがたく、市政のリーダーとしての資格は微塵も存在しない。

そして、地域公共交通政策、ふれあいバスなどの事業に関しては、常識では考えられない市長の言動により、北海道中央バス株式会社（以下「中央バス」という。）から「信義に反する」及び「論外な対応」と文書で抗議を受けるなど、前代未聞の「信用失墜行為」を惹起した。これにより、市民の移動手段を担っていただいている中央バスの大きな不信を招いたばかりでなく、市民には将来の小樽の公共交通が確保できなくなるのではないかという不安を与えた。

さらにふれあいバス事業に関しては、議会に一切の説明、報告もなく事業者負担の軽減交渉を進め、8月下旬に初めて事業者負担全廃の方針決定を通知していくとともに、僅か10数日後の第3回定例会の補正予算で議決を求めるなど、これまで小樽市議会が経験したことのない「議会軽視」を重ねた。しかも中央バス側には「後は議会が判断すること」等と伝えるなど、議会に責任を転嫁するような態度は決して許し得るものではない。

その他にも平成27年の森井市長就任以降に、

「後援会関係者を参与として任用」「違法性を疑われるような異常な人事異動」

「唐突過ぎる除雪共同企業体の構成員数の変更」

「理不尽な名誉棄損訴訟まで提起されている貸出ダンプ制度の変更提案」

「自らの後援会通信に関する記者会見における発言の誤謬」「公用車の私的利用」

「優先度が高い東京小樽会、関西小樽会への不参加」「平成27年度一般会計決算の不認定」

「手宮中央小学校開校式への個人的理由による欠席」「港湾計画改訂の唐突な中断」

「議長が任命権者である議会事務局職員の人事異動における協議不足」

「商工会議所に対し考え方を改めねば受け入れない旨の言動」

「ふれあいバス事業の支払い手続における法令違反」

等々、市長として求められる公正性、適格性に著しく欠ける行政運営が行われてきた。

当市議会は、これまでこうした市長の姿勢に対して、「問責決議」を2回、答弁の修正や反省、謝罪を求める決議及び動議を13回可決したが、市長の姿勢は改まることなく、逆に更に暴走、迷走を加速させていく。

以上のことから、森井市長の言う「しがらみのない市政」即ち後援会関係者以外との人間関係や調整もない独裁的な市政の下では、市政に対する市民の信頼回復と健全な市政運営及び議会との信頼関係を築くのはもはや不可能と判断するものである。

よって、小樽市議会は地方自治の精神に則り、小樽市の未来と市民生活の向上のため、森井市長には速やかに職を辞することを勧告する。

以上、決議する。